天橋立の沿革

700年初頭 - 天橋立が名勝地として認知され始める。

これは、西国三十三所巡礼 28 番札所・成相寺が開山した頃で、 江戸時代まで天橋立を描いた絵画は、雪舟の国宝「天橋立図」を 除けば府中地区から眺めたものが多い。

1873年 - 太政官布達第16号により地盤国有公園に指定。

1922年3月8日 - 史蹟名勝天然紀年物保存法により「名勝」に指定。

1923年1月1日 - 京都府立公園に指定。

1952年11月22日 - 文化財保護法により「特別名勝」に指定。

1955年3月31日 - 都市計画公園に決定。

6月1日 - 若狭湾国定公園に指定。

1959年4月1日 - 湾岸保全区域を指定(1971年11月16日変更)。

1964年10月20日 - 都市公園法による供用を開始。

1971年3月19日 - 港湾隣接地域を指定。

1983年5月18日 - 日本の名松100選。

1985年7月22日 - 名水100選(磯清水)。

1987年1月10日 - 日本の白砂青松100選。

8月10日 - 日本の道100選(京都府道607号天の橋立線)。

1996年7月10日 - 日本の渚100選。

2007年1月31日 - 美しい日本の歴史的風土100選。

2月16日 - 日本の歴史公園100選。

5月10日 - 日本の地質100選。

8月3日 - 若狭湾国定公園の区域変更に伴い丹後天橋立大江山国定公園に指定。

2014年3月18日 - 「宮津天橋立の文化的景観」の名称で重要文化的景観として選定(2015年1月26日、文珠地区を追加選定)。

2007年 - 京都府・宮津市などは「天橋立―日本の文化景観の原点」という名で、文化庁に対し世界遺産暫定一覧表(暫定リスト)記載資産候補として提案。

2008年時点でリストには選ばれなかったが、カテゴリー I a 「提案書の基本的主題を基に準備を進めるべきもの」という評価を受ける。リスト入りのために「普遍的な価値をもった、内外に比類のない白砂青松であることを示す」という課題が設定された。

2017年4月28日 - 文化庁により、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリー「日本遺産」の「丹後ちりめん回廊」を構成する文化財の一つに認定。